

## 食品表示適正化推進事業について

### 1 監視指導の強化による遵法意識の向上

#### (1) 食品表示ウォッチャーによる監視

- 食品表示ウォッチャー（100名）を設置し、日常の買い物を通じて、食品の表示状況をモニタリングする。
- 特に活動に意欲的なウォッチャーの中から選定した約30名に対して高度化研修を行い、特別表示ウォッチャーとして活動し、モニタリングの強化を図る。

##### 【研修概要】

- ・一般研修：委嘱者全員に対して実施する表示制度に関する研修（各地方局で開催）
- ・高度化研修：食品に関する知識を深めるための研修（各地方局で開催）

#### (2) 不適正表示再発防止巡回指導等の実施

- 県に寄せられた情報提供（JAS法及び米トレーサビリティー法違反の疑義）等により事業者等に対し、確認調査・指導を実施するなどにより食品表示の適正化等を図る。
- 監視調査体制の強化のため、過去にJAS法に基づく措置や指導を受けた業者や小売店舗等に対する巡回指導等を行い、不適正表示の再発防止等を図る。
- 平成23年7月から米トレーサビリティー法が全部施行され、外食事業者等の消費者への原産地表示が義務化されるため、監視・指導を強化。

##### 【調査・指導計画等】

- ・県に寄せられた情報提供に基づく確認調査・指導：随時（H23：252回、H22：156回）
- ・不適正表示の再発防止巡回指導：毎月1回
- ・表示ウォッチャーからの報告に基づく指導：毎月1回

### 2 信頼感向上のための食品業者の自主的取組みの推進

#### (1) 表示相談窓口の設置

- ブランド戦略課、地方局産業振興課、支局地域農業室に設置し、関係機関等との連携、情報の収集及びJAS法及び米トレーサビリティー法の普及啓発を図る。

##### 【内容】

- ・JAS法及び米トレーサビリティー法に関する問い合わせ、相談への対応：随時
- ・JAS法及び米トレーサビリティー法普及出前講座の開催等：随時

#### (2) 適正表示推進講習会等の実施

- 食品の偽装表示を防止するためには、事業者自身がJAS法及び米トレーサビリティー法等に対する認識を高め、相互に自主チェックし合う体制をつくることが重要であることから、その啓発のための講習会を開催し、消費者に信頼される食品表示等を推進する。

##### 【講習会概要】

- ・JAS法及び米トレーサビリティー法等に関する知識。
- ・年2回開催予定（第1回：平成23年4月27日開催予定）
- ・定員100名